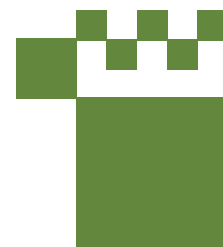


第1章

計画の基本的事項



第1章 計画の基本的事項

1. 中間改定の背景と目的

「台東区緑の基本計画」は、都市緑地法第4条及び「台東区みどりの条例」に基づき、区内における緑地（P9・P91 参照）の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための、緑とオープンスペース（P90 参照）に関する総合的な計画です。

平成23年度に策定した「台東区緑の基本計画（以下、本計画）」では、基本理念である「まちを彩る緑がつながり、ひろがる したまち台東」の実現に向け、本区の地域特性に育まれたみどりを守り・育てるとともに、ヒートアイランド対策や回遊性のある緑化空間の形成等様々な視点から事業を展開してきました。

本計画は、策定から5年目を迎えました。この間、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020年東京大会）の開催決定などの大きな社会状況の変化があり、本区においても、平成28年度から新たに「花の心プロジェクト」を開始しました。また、「台東区長期総合計画（P91 参照）」、「台東区行政計画（P90 参照）」、「台東区環境基本計画（P90 参照）」などの関連計画の改定等も行われました。

こうした状況の変化やこれまでの計画の進捗を踏まえ、今後、実現していくべき施策を明確にするために中間改定を行いました。

2. 中間改定のポイント

本計画の中間改定にあたっては、基本理念や基本方針、計画の位置づけは継承し、本計画の実施状況や社会状況の変化を踏まえ、各種計画との整合を図りながら、中間改定を行います。

（1）計画名の改定

本区で新たに開始した「花の心プロジェクト」は、花でまちを飾り、おもてなしのまち台東区を世界にアピールしていくことを目的とした事業です。従前の緑化施策の推進に加え、「花の心プロジェクト」を推進していくため、本計画名を「台東区緑の基本計画」から「台東区花とみどりの基本計画」へ改定します。

（2）計画期間の見直し

本計画策定時は、計画期間を平成24年度から平成33年度までの10年間としていましたが、平成31年度に全面改定を行う「台東区環境基本計画」と改定時期を合わせるため、本計画中間改定後の計画期間を平成29年度から平成31年度までの3年間に見直します。

(3) 花の心プロジェクト

台東区は、江戸時代から朝顔市や植木市が開かれるなど、人情豊かな風情と園芸文化を醸し出し、暮らしの中で花に親しみ、人々の生活と自然との調和が保たれてきました。

しかし、高度経済成長から経済大国、成熟社会へと進むにつれ、人々は自然を畏敬し、共に生きる大切さを忘れつつありました。

こうした中、発生した平成23年の東日本大震災。多くの方が、思いやり、助け合いの大切さや、日本人が古来から育んできた自然との調和の在り方を、再認識するようになりました。そして迎える2020年東京大会。本区には、世界中から、たくさんの方々が訪れます。

こうした背景を踏まえると、人々が忘れかけていた自然と命を大切に思う気持ちで、区内に花を増やす新たな取り組みを進め、花を慈しむ心、思いやりとおもてなしの心を、本区に訪れる方々に伝えていくことが大変重要です。

「花の心プロジェクト」は、こうした背景を踏まえ、平成28年度から推進しているプロジェクトです。

① 目的

2020年東京大会に向けて、国内外から大勢のお客様を迎えます。

人情豊かな「歴史と文化のまち」台東区。

我が台東区だからこそできる「花の心プロジェクト」を推進することにより、全ての区民が花を慈しみ、おもてなしの心を育むことで、おもてなしのまち台東区を世界に向かってアピールしていきます。

② 花の心とは

花は自然が醸し出す太陽と大地からの贈り物です。

花は、人の心を豊かにし、安らぎとゆとり、

希望と勇気をもたらします。

花の心。それは、思いやりであり、公共心であり、

心豊かでうるおいのあるまちを築く原動力です。

③ プロジェクトの効果

◆「花の心」を通じて、「ひとづくり」がなされ、まちのコミュニティが育ちます。

台東区には、下町特有の支え合いを基調とする地域性があり、現在も町会等の活動を中心にその精神が受け継がれています。学校、園で「花の心」を育む活動を充実させると同時に、地域にも広がることにより、心豊かで思いやりあふれるまちになります。こうした地域コミュニティは、地域環境・自然環境の美化、保全などさまざまな地域全体の課題を解決する機能があります。

◆台東区の歴史・文化が再発見され、魅力が更に向上します。

台東区には、たくさんの祭りや年中行事、伝統文化や生活文化が息づいています。将来に向けての課題を解決するときに、先人の生きた時代の文化や生活の知恵などを学ぶことを通して、よりよい時代を創造していくことが大切です。

◆まちが美しくなり、安全・安心にも役立ちます。

きれいな花があちらこちらで咲き誇ることでまちが美しくなり、人々の心を和ませます。また、地域の人々が花の世話や観賞のために路地を行き来するなど、身近な住民活動が活発になることで、犯罪が起りにくい明るい環境となり、安全・安心にも役立ちます。



花の心 たいとう宣言式典



区立児童遊園の花壇



水やりをしている児童



区内道路の花壇（左衛門橋通り）



ハンギングバスケット講習会



区内道路の花壇（オレンジ通り）

(4) 計画の体系と進捗状況の整理

本計画では、「まちを彩る緑がつながり、ひろがる したまち台東」という基本理念及び、将来イメージとなる基本方針のもと、「4つの取り組み方針」を掲げ、各取り組みを展開し、推進してきました。また、各取り組みについては、毎年「台東区みどりの審議会」で事業の実施状況を審議し、進捗管理を行ってきました。

中間改定にあたっては、本計画の実施状況や社会状況の変化を踏まえ、本計画で示す取り組みについて、見直しを行います。

(5) 重視する視点

本計画では、以下の考え方や取り組みを重視しています。2020年東京大会の開催決定や、「花の心プロジェクト」の開始を受け、新たな視点を加えます。

【重視する視点】

- ◆ 「花の心プロジェクト」の推進【新規】
- ◆ 2020年東京大会に向けた花とみどりの整備【新規】
- ◆ にぎわいを演出するための花とみどりの創出と質の向上
- ◆ 歴史・文化に配慮した花とみどりの保全と整備
- ◆ 区民との協働による花とみどりの保全と緑化の推進
- ◆ 防災、景観形成の機能が発揮される花とみどりの整備
- ◆ 地球温暖化（P91 参照）・ヒートアイランド現象（P91 参照）の抑制・緩和の機能が発揮される花とみどりの整備及びその役割についての普及啓発
- ◆ 生物多様性（P90 参照）の確保の機能が発揮される花とみどりの整備及びその役割についての普及啓発
- ◆ 区民にわかりやすい具体的な施策内容と進捗状況の公表

(6) 中間改定のポイントのまとめ

現 行 の 計 画

基本方針

I 緑を活用した環境都市を目指します

IV 安全・安心で快適な暮らしに緑が貢献します

II 人と緑と生き物のふれあいを大切にします

V 緑の名所を守り、育てるとともに、新名所を創出します

III まちのにぎわいを緑がサポートします

VI 区民・事業者・行政が丸となって緑のまちづくりを進めます

取り組み方針

検 証

横断的な取り組み方針

- 回遊性のある緑化空間の形成
- ◆回遊性の拠点となる緑の整備
- ◆可動的な緑の設置
- ◆視界に飛びこむ緑の配置
- ◆緑に関する普及啓発

指標数	実施指標数	指標実施割合	達成状況	主な指標
6	5	83%	半数以上達成	【実施】●緑化に関する講習会の講座数・参加人数 【未実施】●緑視率

取り組み方針
1 緑をつくり、育てる

- ①公共公益施設の緑化
- ②民有地の緑化
- ③可動的な緑化

計画事業数	実施事業数	事業実施割合	達成状況	主な事業
6	6	100%	達成	【実施】●小中学校の緑化の推進 ●まちなか緑の休息スペースの設置
7	6	86%	半数以上達成	【実施】●緑化助成制度の充実 【未実施】●「緑の下町散歩道」に沿った民有地の緑化の推進
3	3	100%	達成	【実施】●地先園芸の推奨 ●主要駅周辺の緑化の推進

取り組み方針
2 緑を守る

- ④法・条例による緑の保全
- ⑤寺社の緑の保全と活用

計画事業数	実施事業数	事業実施割合	達成状況	主な事業
5	3	60%	半数以上達成	【実施】●条例による樹木・樹林の保全 【未実施】●緑を保全する新たな制度の検討
2	2	100%	達成	【実施】●寺社の緑の保全 ●寺社の緑の紹介

取り組み方針
3 緑の拠点をつくる

- ⑥公園等の新設と改造
- ⑦緑や水を活かした空間づくり

計画事業数	実施事業数	事業実施割合	達成状況	主な事業
5	4	80%	半数以上達成	【実施】●身近な公園等整備 【未実施】●回遊性の拠点となる公園整備
7	6	86%	半数以上達成	【実施】●生き物とふれあう空間づくり 【未実施】●区民農園づくり

取り組み方針
4 緑の活動の輪を広げる

- ⑧普及・啓発
- ⑨区民参加のしくみづくり

計画事業数	実施事業数	事業実施割合	達成状況	主な事業
12	12	100%	達成	【実施】●緑の学習の充実 ●「緑の下町散歩道」の設定
8	8	100%	達成	【実施】●グリーン・リーダー活動の活性化 ●緑に関する公民連携組織の設置

達成状況について

平成24年度から平成27年度までの各事業がどの程度実施できたかを取り組みの柱ごとに表したものである。

- ①達成：取り組み事業すべて実施しているもの。
- ②半数以上達成：実施している取り組み事業が半数以上のもの。
- ③未達成：実施している取り組み事業が半数未満のもの。

新たな課題

【花の心プロジェクトの推進】
花を慈しむ心、思いやりとおもてなしの心をもって花でまちを飾り、心豊かでうるおいのあるまち台東区を世界にアピールしていきます。そのために、「花の心プロジェクト」を地域に広げていくとともに、区内に四季折々の美しい花とみどりを広げていく必要があります。



【2020年東京大会に向けたにぎわい空間の創出】
2020年東京大会の開催決定により、多くの観光客が訪れることが予想されており、観光客をもてなすまちとして、アサガオをはじめとした四季折々の花によるまちの装飾や、緑陰による憩いの場の創出など、にぎわい空間を創出していく必要があります。

中間改定後の計画

新たな取り組みの方向性

- (1) 区有施設や区内道路、公園等の花壇の整備、自主管理団体等への支援、他事業催事での花の活用等を行っていくことにより、「花の心プロジェクト」を推進することが重要です。
- (2) 2020年東京大会に向け、地域の更なるにぎわいの形成と経済の活性化を図るため、観光拠点となっている場所や公園等の景観の保全と維持管理等を推進するとともに、もてなし、魅せる花とみどりを意識した緑化を推進することが重要です。
- (3) ヒートアイランド現象など都市の環境問題を抑制していくため、継続した緑化を進めるとともに、民有地における緑化の推進を図ることが重要です。
- (4) 本区らしい地域性に富んだ景観を維持するため、民有地の花とみどりを保全し、適正な維持管理を継続するとともに、増やしていくための支援を行うことが重要です。
- (5) 公園や河川、道路沿いの樹木の適正な管理や、人の視線を意識した緑化を行うとともに、地先園芸への支援や自主管理花壇の設置、花とみどりの講習会の開催を進めることが重要です。
- (6) まち全体の防災機能の強化を図るため、公開空地を確保することや、延焼防止機能を効果的に発揮するための街路樹の適正な維持管理、公園等の防災性を向上することが重要です。
- (7) 生物多様性を確保するため、まとまった花とみどりを保全し、つなげるとともに、区内の自然を把握したうえで、生物多様性に配慮した緑化方針を検討することが重要です。
- (8) 身近な花とみどりを活用して子供の頃から環境教育の機会と場を提供するとともに、環境情報の発信を定期的に行うことが重要です。

新たな基本方針

- | | |
|-----------------------------------|--|
| <p>I 花とみどりを活用した環境都市を目指します</p> | <p>IV 安全・安心で快適な暮らし「花とみどり」が貢献します</p> |
| <p>II 人・花とみどり・生き物のふれあいを大切にします</p> | <p>V 花とみどりの名所を守り、育てることもに、新名所を創出します</p> |
| <p>III まちのにぎわいを花とみどりがサポートします</p> | <p>VI 区民・事業者・行政が「花とみどり」のまちづくりを進めます</p> |

3. 計画の期間・位置づけ・基本的性格

(1) 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

(2) 計画の位置づけ

計画の位置づけは以下のとおりです。

- ①「都市緑地法」及び「台東区みどりの条例」に基づき、区が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画とします。
- ②台東区基本構想（P90参照）、台東区長期総合計画を上位計画とし、台東区環境基本計画、台東区都市計画マスタープラン（P91参照）、台東区景観計画（P90参照）等と整合する計画とします。

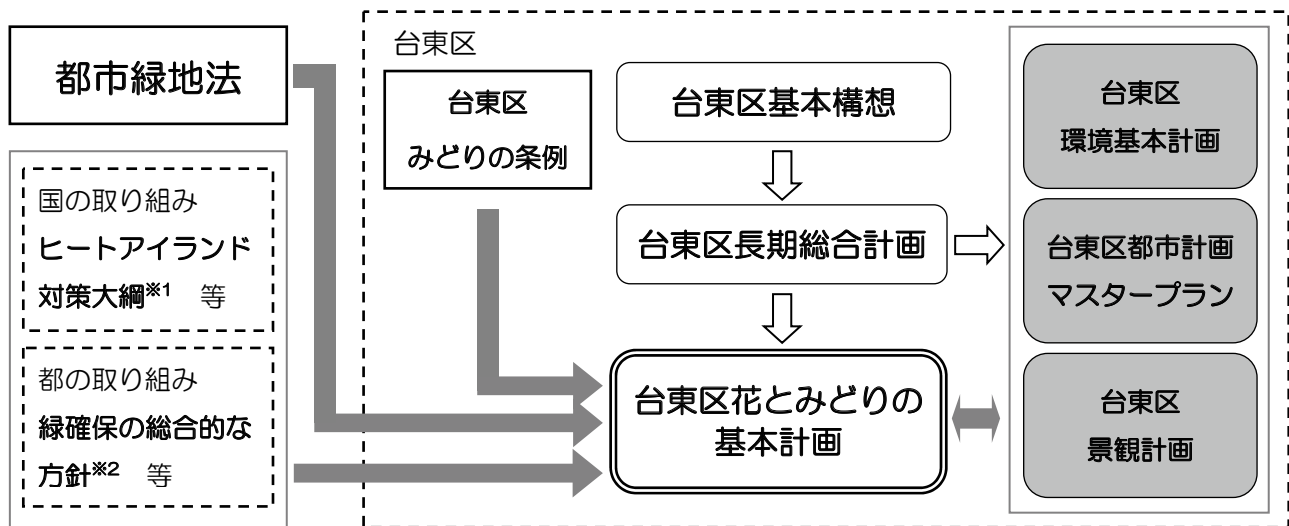


図. 位置づけのイメージ

(3) 計画の基本的性格

計画の基本的性格は、中間改定の背景や計画の位置づけ等を踏まえ、「花の心プロジェクト」の基本計画と緑化施策の基本計画を合わせ持つものとしてします。

※1 ヒートアイランド対策大綱：平成16年3月に、ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取り組みを適切に推進するため、基本方針を示すとともに、実施すべき具体的な対策を体系的に環境省が取りまとめたもので、「人工排熱の低減（省エネ推奨）」、「地表面被覆の改善（緑化推進）」、「都市形態の改善（水緑ネットワークの形成推進）」、「ライフスタイルの改善」を柱として掲げています。平成25年5月に、環境省、国土交通省が事務局となり、ヒートアイランド対策推進会議において、改定が行われ、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」を新たな柱として追加するとともに、施策の充実や各種目標値等の見直しを行うことにより、ヒートアイランド対策の一層の強化を図っています。

※2 緑確保の総合的な方針：平成22年度から10年の間で、確保することが望ましい緑の明確化や、緑の創出を伴うまちづくり事業のリスト化などにより、民有地の既存の緑をまちづくりの取り組みの中で計画的に確保することを目的とした、東京都と区市町村が合同で策定した方針のことで、平成28年3月に改定が行われ、更なる緑の確保を進めるため、多摩部の丘陵地など、確保地（丘陵地、崖線、屋敷林など）の追加が行われました。

4. 計画の対象と役割分類

(1) みどりの定義

本計画における「みどり」とは、樹木、樹林、草地、草花などの植物の緑だけでなく、公園等^{※1}や広場、道路、学校などの公共施設における緑地^{※2}、更には、まちなかの歴史や文化に培われた良好な景観を包み込む緑や河川・池の水辺空間など、より広い概念です。

そのため、中間改定にあたり、「緑」の表記を「みどり」に改めました。

また、本区では緑に関するものを含み、さまざまなイベントが数多く開催されています。そのイベントの際の一時的な緑を「可動的な緑」とし、本計画で対象とする「みどり」の1つとします。



図. 対象とするみどりのイメージ

※1 公園等：都立公園、区立公園、区立児童遊園、要綱公園（P91参照）、防災広場、ポケットパークのことです。

※2 緑地：本計画においては、「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」の3つを「緑地」として定義します。それぞれの分類は以下のとおりです。

表. 緑地分類一覧

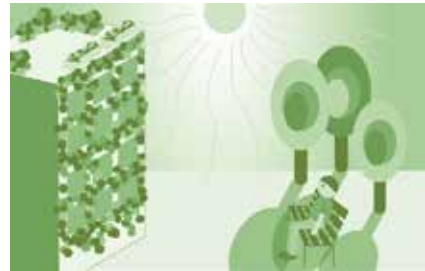
緑地分類	対象
公園緑地等の都市施設とする緑地	公園、緑地、広場等として都市計画決定されているもの、都市公園、その他条例等による公園緑地等、公の施設とする緑地
制度上安定した緑地	緑地保全地区、風致地区等のように法律や条例等に基づき、地域あるいは地区を指定して保全を図る緑地及び公共空地
社会通念上安定した緑地	寺社境内地、小中学校グラウンド等、社会通念上永続性のある緑地

(2) 花とみどりの持つ役割の分類

「みどり」は、環境保全や防災、レクリエーションの場の提供、景観形成など様々な役割を果たしています。また、「花」は人々にやすらぎや癒し、元気や豊かさをもたらしてくれます。本区において「花とみどり」に期待する役割は以下のようにまとめることができます。

○都市環境の維持・改善

- ・緑は緑陰をつくり、蒸散による放射冷却を行うことで、ヒートアイランド現象の緩和や、室内温度を快適に保つことに寄与する省エネルギー効果があります。
- ・緑が汚染物質の吸収・吸着を行うことで、大気の浄化等に貢献しています。また、まとまった緑は騒音防止などの効果もあります。



○美しい都市景観の形成

- ・人工的で直線的な都市景観に花とみどりが加わることで、彩り豊かな美しい景観を創出します。また、花壇等を整備することで、不法投棄を防止する効果もあり、まちの美化につながります。
- ・地域の自然条件や歴史・文化によって育まれた花とみどりは、地域性の高い個性的な景観を生み出し、良質な観光資源となるとともに、地域への愛着心の向上に寄与します。



○にぎわい空間の創出

- ・公園等は子供の遊び場、スポーツ、散歩などの野外レクリエーションの場として利用され、イベントなどの際には、コミュニティ活動の場として広く利用されています。



○やすらぎとうるおいの提供

- ・花とみどりによる季節の変化は、日常生活においてふれあうことで、心にやすらぎとうるおいを与えてくれます。

○都市の安全性・防災性の向上

- 公園等のオープンスペースは災害時に一時集合場所や避難場所に位置づけられるほか応急活動拠点として重要な役割を担います。
- 公園や広場等の緑が焼け止まり線となり、火災による延焼防止に貢献しています。
- 樹林地や草地、土の地面が雨水を浸透させることにより、雨水の流出を抑制し、都市型水害の発生を軽減しています。
- 花の育成は、地域のコミュニティを強固なものにし、空き巣等の犯罪を防止する効果があります。



○生き物の生息場所

- まとまりや連続性のある花とみどりは、生き物の生育・生息場所や移動経路として生態系の底辺を支え、生き物の多様性に寄与しています。



○環境教育の場

- 花とみどりは、人々に生き物や自然環境に対する興味を喚起させ、体験学習などの環境教育の場となります。



環境ふれあい館ビオトープ観察会の様子

コラム 世界文化遺産「国立西洋美術館」について

上野恩賜公園には、博物館や美術館、動物園、音楽ホールなどの様々な文化施設が集積しています。この文化の薫りあふれる上野の山に、国立西洋美術館があります。

平成28年7月、国立西洋美術館を構成資産に含む「ル・コルビュジエの建築作品―近代建築運動への顕著な貢献―」が世界文化遺産の記載決議を受け、東京初の世界文化遺産が誕生しました。

ル・コルビュジエは、20世紀を代表する近代建築の巨匠の一人であり、20世紀以降の建築やデザインに大きな影響を与えました。国立西洋美術館は、東アジアで唯一のル・コルビュジエ作品であり、ピロティ、スロープ、モデュロールなど、彼の建築的な特徴がよく表現されています。

また、「松方コレクション」（1910～20年代にかけて、当時、川崎造船所社長であった松方幸次郎がヨーロッパ各地で収集した絵画・彫刻等の美術作品）の寄贈返還を通じて、戦後の日本とフランスの文化交流の象徴となった建物でもあります。

国立西洋美術館が東京初の世界文化遺産となったことにより、これまで以上に上野恩賜公園の魅力が高まり、多くの方でにぎわっています。



外観



本館2階展示室



19世紀ホール

© 国立西洋美術館